

鎌倉静養館後援会会則

(平成20年12月より施行)

(平成26年10月1日改定)

(名称)

第1条 この会は鎌倉静養館（後援会）（以下この会という）という。

(事務局)

第2条 この会の事務局は鎌倉市稲村ガ崎3-13-53
社会福祉法人鎌倉静養館内におく。

(目的)

第3条 この会は鎌倉静養館を後援することを目的とする。

(事業)

第4条 第3条の目的を達成するために会員を募集し次の活動を行う。

(1) 募金活動

(2) その他この会の目的を達成に必要な諸活動

(会員)

第5条 この会の会員は個人会員及び団体会員とする。

(1) 個人会員 年額 3,000円以上を継続して寄付する方

(2) 団体会員 年額 10,000円以上を寄付する団体

事務局

軽費老人ホーム 鎌倉静養館（後援会）

代表

社会福祉法人鎌倉静養館
理事長 西崎猛之

〒248-0024 鎌倉市稲村ガ崎 3-13-53

tel 0467-22-3245

fax 0467-25-0014